

第2章 悪臭苦情対応事例

悪臭苦情対応事例の記載上の注意

事例を提供して頂いた区市等の意向を踏まえ、下記のように事例を記載した。

1 共通事項

苦情の発生場所の所在（区市）が明らかにならないことを前提に事例の提供を受けた。区市等の行政機関の表示は、区市名等は 市、部名は 部、課名は 課とし、名称の長さにかかわらず2個の で表記した。個人の名称も全て4個の で表示した。事例中「 株式会社」等とある「 」は実際の文字数ではなく、いかなる名称であっても を4個にして記載した。

2 対象事業場の概要

事業場の規模等の不明な場合は記載を省略した。

事例に関係しない部分は記載を省略した。

主な設備は代表的なものであり、事業場等のすべての施設を表していない。

基準値は、苦情の処理時期により、環境確保条例（平成13年3月以前は東京都公害防止条例）の臭気濃度の規制基準値と悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値で指導したことがある為、それぞれ関係する基準値を記載した。

3 苦情内容

苦情内容は要約して記載している。

悪臭以外の苦情がある場合は、原則として悪臭に限定し、他の事項は省略している。

4 処理及び指導状況

悪臭以外の苦情がある場合は、原則として悪臭に限定し、他の事項は省略している。

同じ月の別の日時に処理及び指導等を行った場合は、「#」と表記した。

5 原因、指導内容、改善内容等

他の要因が絡む場合であっても、原則として悪臭を中心に記載し、他の事項は省略している。

事例 1 (焼鳥屋)

【対象事業場の概要】

業 種：飲食店 (焼鳥屋)
規 模：従業員 8 名
主な設備：焼鳥用グリル 排出口口径：40cm x 20cm
面 積 等：3 階建てビル 高さ：3 階屋上 (12m)
用途地域：商業地域
悪臭対策：オイルフィルター (厨房)、電気集塵機 (屋上)

《苦情内容》

焼鳥屋が開店した。工事中は新型の煙取りをつけるとの話だったが、開店してみると焼鳥を焼く時のすごい煙と臭いが自宅まで来るので困っている。

《処理及び指導状況等》

平成 12 年 9 月上旬 苦情受付

9 月上旬 保健所と共同で調査

苦情申し立て者は焼鳥屋隣のマンション 6 階に居住している。

焼鳥屋を調査したところ、悪臭対策としてオイルフィルターおよび水洗スクラバーが設置されていた。しかし、水洗スクラバーの排気口が苦情者の住居に近い場所に設置されていた。

このため、焼鳥屋に対して、水洗スクラバーからの排気口を申し立て者の反対方向にするよう指導した。

苦情申し立て者は焼鳥屋に対しても直接に苦情を呈していたため、焼鳥屋は煙と臭気の問題を把握していた。このため、焼鳥屋は早急に改善を検討することを約束した。

9 月下旬 焼鳥屋の改善工事

スクラバーの排気口位置の変更工事完了。

保健所から苦情申し立て者に改善について報告し、了解を得た。

平成 13 年 6 月 焼鳥屋の自主的な改善工事

スクラバーでは煙の除去が不十分だったため、焼鳥屋は自主的にスクラバーから電気集塵機に取り替えた。

《原 因》

本件は、店舗の開店にあたり保健所が脱臭装置の設置を指導していたため、厨房のオイルフィルターとあわせて、屋上にスクラバー式の脱臭装置を設置していた。

しかし、スクラバーの排気口が 3 階建てビル屋上の苦情申し立て者の住居近くになっており、また、水洗式スクラバー装置の脱臭性能も不十分だったことから苦情となった。

《指導内容》

排気口の位置の変更 (保健所と共同で指導)

《改善内容》

排気口を苦情者のビルと反対側 (道路側) に変更した。

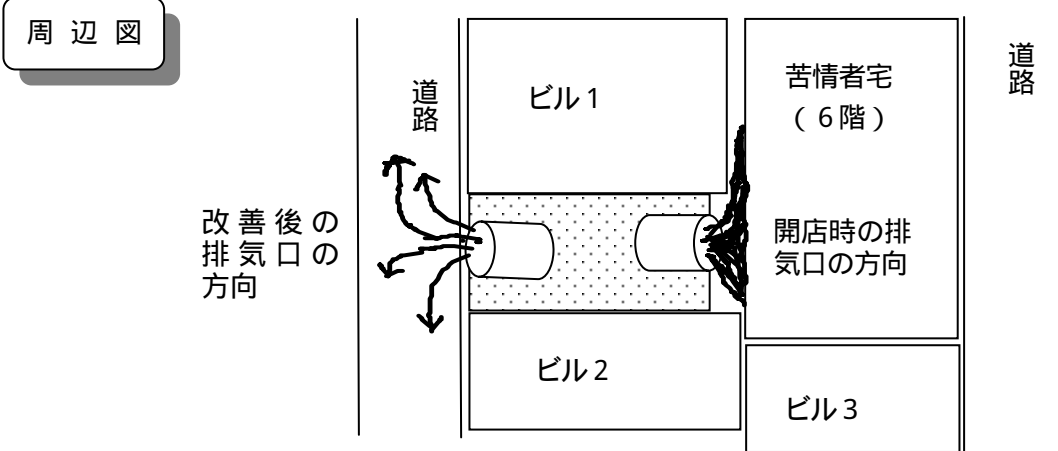
水洗スクラバーでは臭気と煙の除去が不十分であったため、電気集塵機に変更した。

《改善後の状況》

排気口の変更で、とりあえず苦情は解決した。その後、店舗が自主的に行った電気集塵機の設置で、煙もほとんどみえなくなり、臭いもしなくなった。

《周辺状況》

- ・ 発生原因者のビルは3階建て
- ・ 周辺ビル1、ビル2、ビル3は、6階建て以上
このため、発生源のビルが谷底のような位置になって臭いが拡散せず、苦情になった。



《設備変更内容》
変更前

焼き台 フード内 オイルフィルター ダクト 水洗スクラバー ダクト 排気

変更後

焼き台 フード内 オイルフィルター ダクト 電気集塵機 (変更) ダクト 排気 (方向変更)

写真1 排気口と周辺ビルの状況

写真2 飲食店が設置した電気集塵機



写真3 改善後の排気口の吹き出し部分



事例2（食品製造工場）

【対象事業場の概要】

業種：食品製造業	基準値：敷地境界 臭気濃度 15
規模：従業員 25名	排出口 臭気濃度 500
主な設備：回転釜、流し台、コールドテーブル	排出口口径：約0.5m
面積：敷地335.6㎡	高さ：12～13m
用途地域：近隣商業地域	最大建物高：9.8m

《苦情内容》

食品工場からにんにくのにおいがする。強い臭いなので気分が悪くなる。工場から臭いが出ないよう対策を指導してほしい。

《処理及び指導状況等》

平成13年7月 苦情受付

〃 工場立入

- ・ ダクトからにんにくの臭いを排出していることを確認。
- ・ 脱臭装置の設置、製造工程の変更等の改善策を指導。

8月 工場立入

- ・ 改善状況の調査
- ・ 工場側は改善を検討中と回答

9月 工場近隣の複数の住民から苦情

〃 臭気測定実施

10月 臭気測定結果通知

- ・ 改善計画を再度指示
- ・ 工場側は脱臭装置の設置を検討中と回答

14年1月 工場立入

- ・ 前回の指導（10月）に対し文書による回答を指示

〃 工場側からの回答（資料参照）

- ・ にんにくを炒める工程を廃止し、調理済みにんにくを購入する
- ・ この対応により、臭気は大幅に改善した

《原因》

工場では、週に3～4日、午前中に2階の作業場で3kgの生にんにくをみじん切りにした上で炒める作業を行っていた。この時発生した臭いはダクトにより屋上から排気していたが、脱臭装置は未設置であった。この排気された臭いが悪臭の原因であった。

《指導内容》

脱臭装置の設置、製造工程の変更を指導

《改善内容》

生にんにくのみじん切り及び炒める工程を廃止し、調理済みにんにくを外部から購入

《改善後の状況》

にんにくを使用する工程を廃止したことにより、悪臭は改善された。

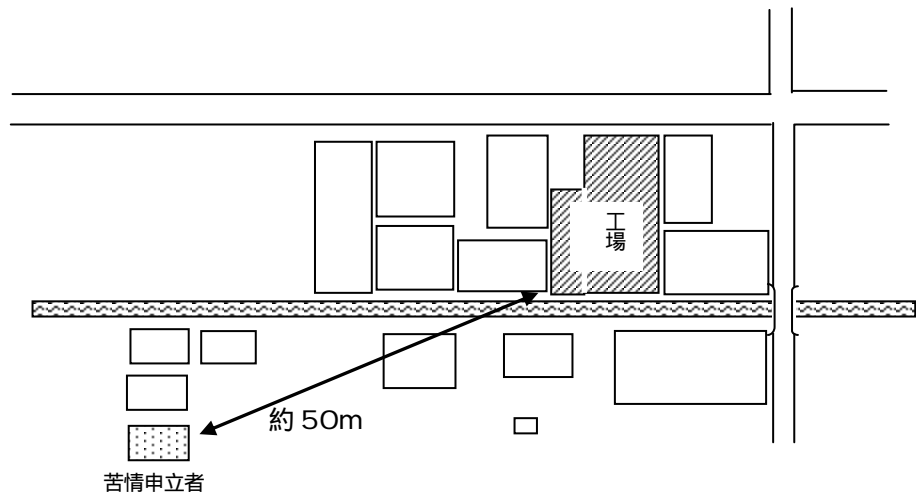
《測定値》

	測定結果（臭気濃度）	基準値（臭気濃度）	適否
敷地境界	10以下	15	適
排気口	540	500	否

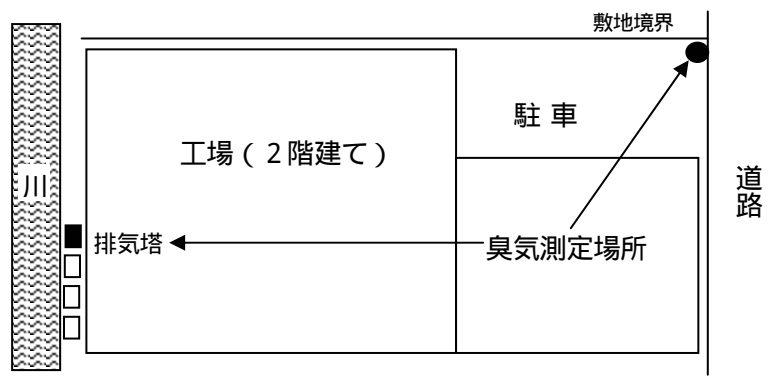
《周辺状況》

工場周辺は住居が多い。

周辺図



工場配置図



資料 工場から行政に提出された改善文書

市 部 課
様

株式会社
代表取締役

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引立てに預かり厚くお礼申し上げます。

昨年、打ち合わせさせて頂きました、弊社 の臭気対策の件、昨年、10月より下記の通り、改善いたしましたので報告いたします。
(中略) 生にんにくを炒めておりましたが、生にんにくを炒める工程を廃止し、調理済みのにんにくを他のメーカーから購入することとしました。従いまして、現在は、生のにんにくを炒める作業工程は、無くなりました。
当然、食品工場でありますから、多少の臭気が出るのはやむを得ないと考えておりますが、現状、最も大きな原因は、改善できたと思えます

何卒よろしくご査収の程、お願い申し上げます。

敬具

事例3（コーヒー豆焙煎工場）

【対象事業場の概要】

業種：コーヒー豆焙煎工場	基準値：敷地境界 臭気濃度 15
規模：従業員 30名	排出口 臭気濃度 500
主な設備：焙煎釜	排出口口径：各0.2m
面積：敷地 115㎡	高さ：16、14、12mの3本
用途地域：商業地域	最大建物高：3階建て
悪臭対策：白金触媒燃焼装置	

《苦情内容》

工場の隣にある6階建てビルの5階、6階の各テナントから、コーヒー豆焙煎時の煙突から出る白い煙とそのコーヒー臭が事務所に入ってきて気持ちが悪くなるため、どうかしてほしい。

《処理及び指導状況等》

平成13年4月 苦情受付

〃 現地調査及び工場立ち入り調査

- ・ 各テナントは入居時期は異なるものの、入居以来、毎日コーヒー臭で困っていた。
- ・ 工場側に苦情があったことを伝え、改善を強く指導した。

5月 工場側の対応

- ・ 白金触媒装置の制御盤の確認及びオーバーホールを実施した。

7月 6階テナントより苦情

〃 ビル所有者から行政に相談

- ・ 夏になり、テナントがエアコンを稼働させたところ、ビル壁面のエアコン吸気口から臭気が入ってくるのが判明した。一時的に、この吸気口を閉めているものの、機械が故障する懸念がある。
- ・ 吸気口の位置の変更も検討するが、費用負担とビル衛生管理法との兼ね合いもあり難しい。
- ・ 工場と直接交渉する。

9月 ビル所有者と工場との話し合い

- ・ 工場側が全面的に改善することとなった。

10月 臭気測定実施（1回目）

- ・ 改善前の状況把握のため。

11月 工場の改善工事開始

- ・ 脱臭装置の設置及びダクトの改造を実施。

14年2月 臭気測定実施（2回目）

- ・ 改善後の状況把握のため。

6月 臭気測定実施（3回目）

- ・ 改善効果の状況確認のため。

《原因》

工場は平成11年1月頃に白金触媒装置のオーバーホールを実施し、その結果として触媒装置に亀裂があり性能が低下していることを知っていた。

《指導内容》

以前から臭気で問題視していた工場であったが、苦情が無かったために強い指導はしていなかった。しかし、従前から工場の臭気測定を実施しており、問題があることを工場側も知っていた。

今回、複数の住民から苦情が出たため指導を強化し、強く改善を指導したものである。

《改善内容》

白金触媒装置のみの改善でなく、釜から煙突に至るまでの全体について改善を実施。
 (改善費用約850万円)

《改善後の状況》

脱臭装置の改善により、かなりの臭いの低減効果があった。その後の調査においても脱臭効果が持続していることを確認した。

《臭気測定結果》

測定時期	測定結果 (臭気濃度)	基準値 (臭気濃度)	適否
平成13年10月			
排出口2	1300	500	否
排出口3	170	500	適
排出口4	5400	500	否
平成14年2月			
排出口2	54	500	適
排出口4	73	500	適
平成14年6月			
排出口2	54	500	適
排出口4	41	500	適

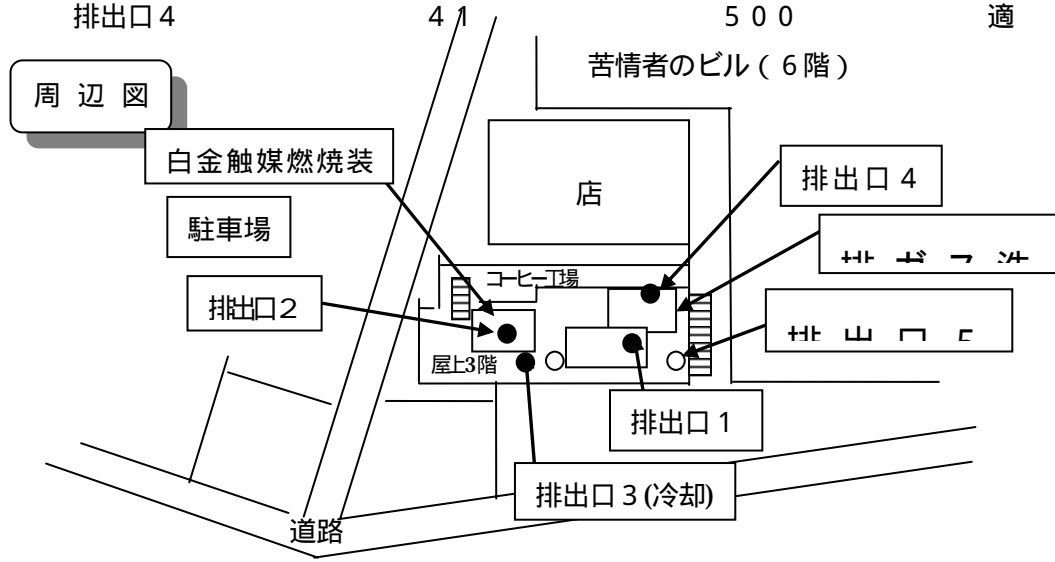


写真1 工場屋上の煙突の状態

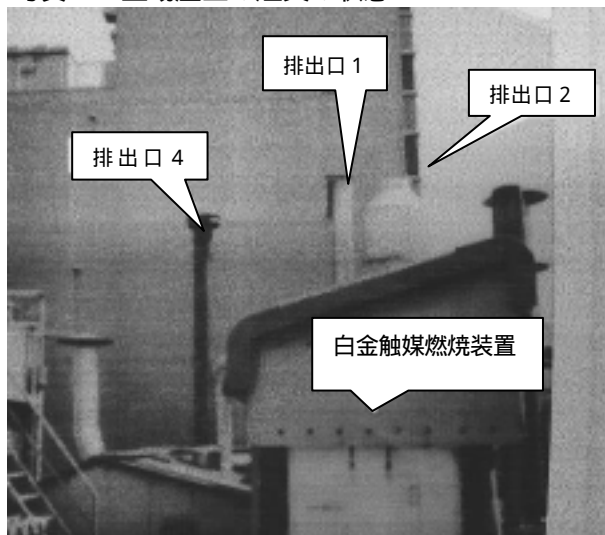
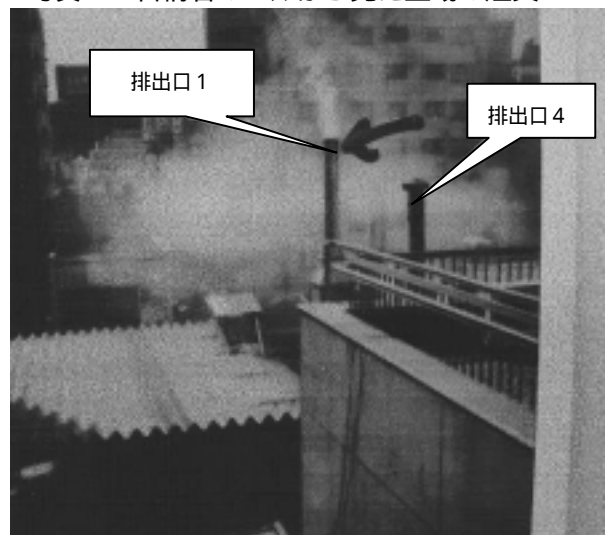


写真2 苦情者のビルから見た工場の煙突



事例4（焼鳥屋）

【対象事業場の概要】

業種：飲食店（焼鳥屋）	基準値：敷地境界 臭気濃度 15
規模：従業員 3名	排出口 臭気濃度 500
主な設備：厨房、換気扇	排出口口径：300mm
面積：敷地 120㎡	高さ：16m
用途地域：商業地域	建物最大高：15m

《苦情内容》

隣家の焼鳥屋（借家）の換気扇がビルとビルの上に設置されており、その隙間（約50cm）に煙が充満する。

《処理及び指導状況等》

平成11年9月 苦情受付
" 現場調査

- ・ 夕方から夜にかけて隣の焼鳥屋の煙がひどく、窓を開けられない。春頃改善を直接オーナーに申し入れたが、何もしてくれない。
- ・ 焼鳥店では、悪臭の件は初耳で改善策を検討するとの回答があった。

10月 事業者から連絡あり

- ・ 資金面で脱臭装置の設置は難しい。
- ・ 当面、鳥皮を揚げる時に大量の煙が出るのでメニューから外した。

11月 別の住民から苦情有り

" 事業者に連絡し、早急に改善対策について結論を出すよう指導した。

12月 事業者から連絡あり

- ・ オーナーはビル所有者との話合いがしたが、資金の都合がつかないので、「公害防止資金融資」の利用したい旨申し出があった。

" 事業者から「公害防止資金融資」の申請

平成12年2月 融資決定

- ・ 融資を受け、排出口にダクトを取付け、排出口を屋上まで延長した。

《原因》

焼鳥屋の換気扇がビルとビルの隙間（1階）にあった。工事の容易さから安易に設置してしまった。

写真 改善後の状況（煙突を設置して臭いを拡散）



《指導内容及び改善内容》

排出口を屋上まで延長する。

《改善後の状況》

ダクト設置に伴い苦情はなくなり、新たな苦情は発生していない。

《周辺状況》

焼鳥屋のビルは借り店舗でビルの1階にある。
4～5階程度のビルが並ぶ商業地域。

事例 5 (食品加工製造)

【対象事業場の概要】

業 種：飲食店用材料製造業
規 模：従業員 4～5人
面 積 等：平屋建て
用途地域：第1種住居地域

悪臭対策：消臭剤変更

《苦情内容》

にんにくの臭いとしょうがの臭いが下水管から上がってきて、その臭いで困っている。

《処理及び指導状況等》

- 平成13年7月 苦情受付
" 立入調査
- ・ 当事業場では、飲食店のタレを造っている。
 - ・ 乾燥したスライスのにんにくを水で戻し、しょうがを剥いている。にんにくを戻した水が臭うので消臭剤を入れて下水に流している。
 - ・ 臭いの苦情があった旨を伝え、検討を依頼した。
- " 下水道局に下水道管の系統などの調査を依頼
" 現場調査
- ・ 苦情申立者は対象事業場から約150m程離れている。
 - ・ 下水道管が工場の近くから始まり途中数軒の住宅の排水を集めながら苦情者宅の前を通り、下流へ流れていることが分かった。
- 10月 事業場からの検討報告結果
- ・ 悪臭物質の消臭方法として分解（化学分解、生物分解、熱等による物理的分解）中和、吸着、マスクング等の消臭方法について試験を実施した結果、塩素系漂白成分による酸化分解により消臭可能なことが分かった。
- 11月 改善内容報告受領
- ・ にんにくを戻した水に塩素系漂白成分の消臭剤を加えて1時間程度経ってから放流するように作業工程を改善した。

《原因》

本件はにんにくを戻した水から悪臭が出るため消臭剤と一緒に排水していた。しかし、にんにく成分に適した消臭剤を使っていなかったことと消臭剤による分解時間が不十分だったことで苦情となった。

《指導内容》

消臭方法の検討

《改善内容》

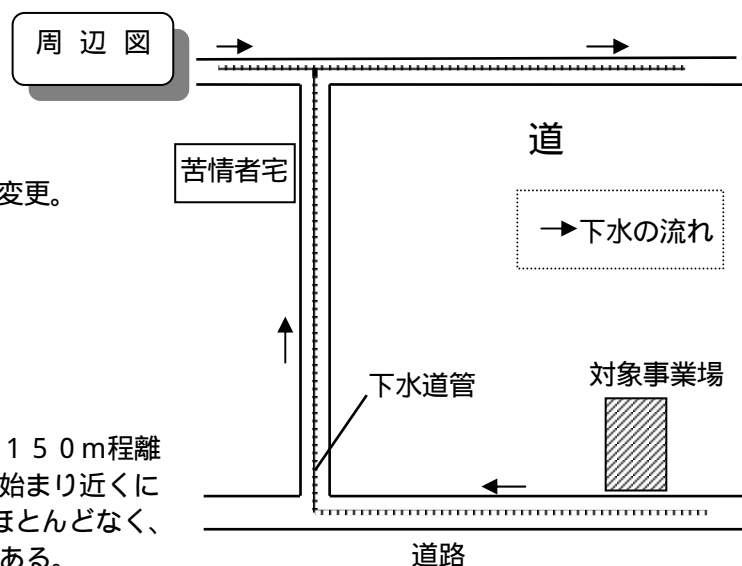
消臭剤を塩素系漂白成分のものに変更。
希釈量、分解時間を考慮して排水。

《改善後の状況》

消臭剤の変更で苦情は解決した。

《周辺状況》

対象事業場から苦情者宅までは約150m程離れている。発生原因者は下水道管の始まり近くに位置しており、途中流入する排水がほとんどなく、苦情者宅付近で悪臭となったものである。



事例 6 (ゴム印製造機)

【対象事業場の概要】

業 種：印鑑（製造）販売店

規 模：従業員 3名

主な設備：ゴム印製造機

排出口口径：10cm

面 積：店舗 20m²、作業場 10m²

高さ：地上 10cm

用途地域：商業地域

最大建物高：6階建て

悪臭対策：活性炭吸着

《苦情内容》

隣のはんこ屋から断続的に悪臭が発生し、その臭いが店内に入ってくる。しかも、その臭いが強く、店の中に臭いがこもってしまう。臭いがこもってしまうと、自分が経営する飲食店の営業に影響する。何とか臭いをなくしてほしい。

《処理及び指導状況等》

平成14年 9月 苦情受付
現地調査

- ・ はんこ屋（1階）では、印鑑製造機を導入にあたり、機械の販売店から臭いは問題にならないと言われたので、新型の機械を導入した。このため、はんこ屋自身が脱臭装置を設置することに難色を示した。
- ・ 機械を販売した業者に連絡をし、脱臭装置の設置について指導した。
- ・ 機械を販売した事業者では、脱臭装置のメーカーに相談し、活性炭による脱臭装置を取り付けることとした。

平成14年10月 活性炭による脱臭装置設置。

- ・ なお、はんこ屋と機械を販売した事業者の話し合いの結果、脱臭装置の設置費用は、はんこ屋が負担した。

《原 因》

印鑑販売店では、注文に応じゴム印を製造している。ゴム印の製造時間短縮のため、レーザーによる新型のゴム印製造機を導入したところ、ゴム印の製造過程で強い刺激臭が発生した。その排気を入居しているビルの裏側1階に排出していた。しかし、その場所には隣のビルに入居している飲食店の開口部があり、その開口部から飲食店内に臭いが流入し苦情となった。

ゴム印製造機はアメリカ製で、ゴム板にレーザーを照射し、ゴム印を製造するものである。機械そのものにも2種類の不織布のフィルターが取り付けられており、機械の販売店の話ではそれで脱臭は十分との説明だった。しかし、実際には刻印時に出る粉じんは除去できるものの、臭気は除去できていなかった。

なお、ゴム印製造機の使用頻度は1日1～2時間程度である。

《指導内容》

排出口の位置変更及び脱臭対策を指導

《改善内容》

ゴム印製造機の排気ダクトに活性炭吸着装置を設置

《改善後の状況》

排出口の変更はビルオーナーの了解がとれず変更できなかったが、脱臭装置設置後、悪臭は激減し、苦情はなくなった。

排気ダクトは10cm のフレキシブルホースで、換気扇の穴から出ているだけで、固定はされていない。裏の駐車場に排出されている。

《周辺状況》

はんこ屋のビルは借り店舗でビルの1階にある。

周辺ビルは3階～10階建てで、道路の交通量及び歩道の通行人は多い。

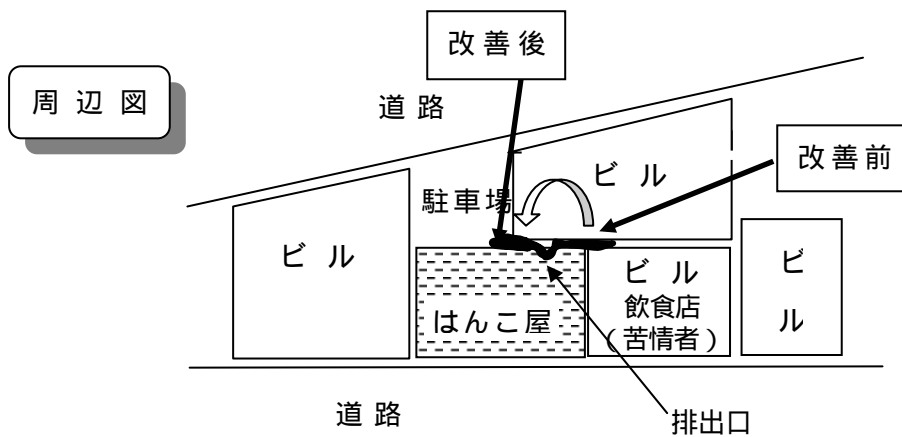


写真1 ゴム印製造機の全景



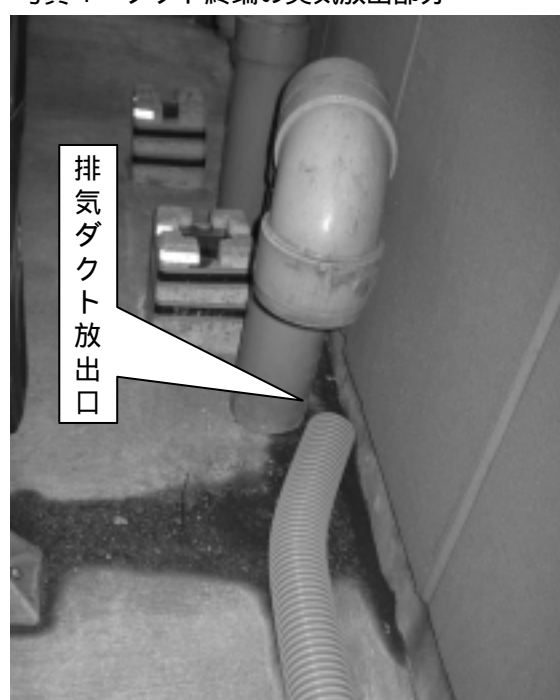
写真3 室外の配管の状況



写真2 室内の排気ダクトの設置状態



写真4 ダクト末端の臭気放出部分



事例 7 (印刷)

【対象事業場の概要】

業 種：印刷業

用途地域：準工業地域

基 準 値：敷地境界：臭気指数 12

排出口：臭気指数 27～33

排水：28

排出口口径：局所排気：0.5×0.5m

乾燥1：0.75×0.5m

乾燥2：0.6×0.6m

色調排気：0.45×0.45m

《苦情内容》

工場から排出されるガスにより、3年間ほど頭痛などの健康上の問題を抱えている。作業時間の変更、排気システムの変更をして欲しい。

《処理及び指導状況》

平成14年 5月 苦情受付

- 工場からの排ガスにより健康被害が生じている。

〃 現地調査及び工場への立入調査

- 工場側は問題を認識しており、排気塔の改修工事を予定している。

- また、苦情者宅周辺の悪臭も承知しており、測定も予定している。

〃 工場側が悪臭測定の結果について説明。

- おおむね、定量下限以下であった。

- 排気塔の改修工事を依頼している旨の説明があった。

7月 悪臭測定実施（事業者）

- 苦情者から最も臭うという時間帯で測定

8月 有機溶剤の測定実施（行政）

9月 測定結果の説明会を開催

- 測定の結果はいずれも基準値以下であった。

- 測定結果とは関係なく、臭気が外に漏れない方法について検討。

工場は有機溶剤に代わる水溶性インクの検討や印刷方法の変更等の改善策をあげたが、苦情者は脱臭装置（活性炭を用いる方法、燃焼方法等）の設置を要求した。

- 工場に何らかの改善計画書を提出するように依頼。

- 今後は抜き打ちで悪臭測定を実施する旨を伝える。

10月 苦情者から、測定結果は改ざんされているのではないかとの疑問が寄せられる。また、測定結果が基準値以下であろうと何らかの対策をするように要請があった。

11月 抜き打ちの臭気測定を実施

〃 工場に結果報告

- 結果は敷地境界の2カ所で基準値以上であった。

- 改善計画の提出指示

〃 工場が改善計画書を提出（資料参照）

《原因》

印刷インクに使用されている有機溶剤が原因。

《改善内容》

印刷面積の大きい印刷物は他工場に移行する。

脱有機溶剤化を図った水溶性インクの研究のため、印刷機を改造する。

有機溶剤の脱臭のためのテストを行い、有効な方法を検討する。

《改善後の状況》

現在も指導中である。

《測定結果》

工場側の測定（14年7月：事業者測定）

臭気測定結果	測定結果（臭気指数）		基準値（臭気指数）		適否
敷地境界	12		12		適
局所排気	26		33		適
乾燥1	27		27		適
乾燥2	27		27		適
色調排気	27		27		適
物質測定結果	トルエン	イソプロピルアルコール	酢酸エチル	メチルエチルケトン	4物質合計
局所排気	7	290	102	3	402
乾燥1	2	54	9	1	66
乾燥2	4	9	34	3	221
色調排気	3	1	10	4	146

（単位：mg/m³N）

行政による測定（14年8月）

（単位：mg/m³N）

物質測定結果	トルエン	イソプロピルアルコール	酢酸エチル	メチルエチルケトン
苦情者宅	0.08	0.04	0.05未満	0.05未満

行政による測定（14年11月）

臭気測定結果	測定結果（臭気指数）		基準値（臭気指数）		適否
排出口	32		33		適
敷地境界1	15		12		否
敷地境界2	15		12		否

《周辺の状況》

準工業地域ではあるが、最近マンションや戸建て住宅が建つようになった。

資料

市 部	平成14年11月 日
課長	様
	株式会社
臭気対策について	
平成14年10月 日付、貴 部より当工場敷地境界において臭気指数が基準値を超える恐れがある、と改善計画を要請されたことについて報告いたします。	
臭気削減対策として下記のことを実施・検討しています。	
1. 印刷面積の大きいものは他工場での生産へ移行し、当工場でのインキ・溶剤の使用量削減を図っていく。	
2. 脱有機溶剤化を図った水溶性印刷の研究のため、当工場の印刷機を改造し、フィルム・インクメーカーの協力を得、継続して試験を行っていく。	
3. 他の対策として	
・酸素クラスターでのイオン分解による削減	
・セラブロックでの酸化・加水分解による削減	
・オゾンでの酸化分解による削減	
等による削減効果確認のため試験を行い、有効な方法の採用を検討しています。	
	以上

事例 8 (印刷)

【対象事業場の概要】

業 種：印刷業 基 準 値：排出口 臭気濃度 1000
 規 模：従業員 名
 主な設備：オフセット印刷機 2 機
 用途地域：工業地域
 悪臭対策：触媒燃焼脱臭装置 2 機

《苦情内容》

印刷工場の方から風が吹くと、ひどい臭いする。
 印刷工場の屋上の煙突から炎の光のようなものが見えるので、工場内で何か燃やしているらしい。
 燃やしているものを確認して、注意して欲しい。

《処理及び指導状況等》

平成 12 年 6 月 苦情受付
 " 立入検査
 ・ 原因調査のため、測定を実施する旨伝える。
 7 月 臭気測定実施
 " 測定結果伝達、対策指示
 苦情者に結果説明

《原 因》

印刷装置は装置下部から臭気を吸引し、一カ所に集めてプロパンガスを用いて焼却して脱臭する方式をとっている。煙突からの炎の光のようなものは、燃焼に伴うものであった。
 燃焼は、低温でも臭気が分解されるよう触媒を使用しており、劣化により脱臭効果が低下しないように定期的に交換を行っている。正常にこの装置が稼働しているときは、排出口（屋上）では臭気はほとんど感じない。
 印刷機械から出る臭いについては触媒燃焼脱臭装置を設置し悪臭対策を行っていたが、工場の窓が開放されていたため、工場内の臭気が外に漏れだしていたため苦情となった。

《指導内容》

排出口の悪臭測定の結果基準値は満たしているため、苦情対策として工場の窓を閉めて作業を行うように指示。

《改善内容》

窓を閉めて作業をするように改善。

《改善後の状況》

その後苦情はなくなった。

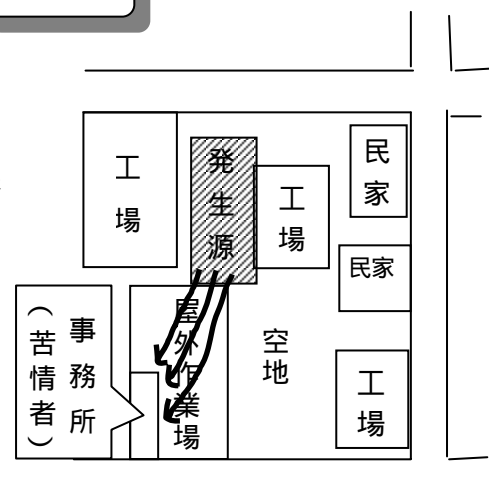
《測 定 値》

	臭気濃度	基準値	適 否
1号印刷機脱臭装置出口	130	1000	適
2号印刷機脱臭装置出口	300	1000	適
換気口	30	1000	適

《周辺状況》

工業地域であるため、周辺は工場等が多く民家は少ない。今回の苦情者は、近隣の工場の事務所からのものであった。

周辺図



事例 9 (事例 8 の再苦情)

《苦情内容》

印刷工場からひどい臭いするので、昨年調査してもらった。今日は特に我慢できないほどの臭いのため苦情を言う。

工場からの臭気は毎日であるが、通常の状態であれば我慢している。

現在でも、印刷工場はほとんど毎日窓を開けて作業している。

《処理及び指導状況等》

平成 13 年 5 月 苦情再受付

” 立入調査

- ・ 作業時間は 24 時間、時間帯による印刷量の変動は無い。
- ・ 窓を開けて作業をすると外部からのほこりにより、製品の仕上げに支障をきたす場合があるため、通常は窓を閉めて作業をしているとのことであった。

” 苦情者に対応を説明

- ・ 臭いがひどいときには、工場に直接電話すれば対応するようになったことを伝える。

平成 14 年 5 月 立入調査

- ・ 13 年 5 月に脱臭装置の触媒を交換してから苦情は無いとのこと。
- ・ 工場の作業環境中の臭いは窓から出てしまうが、なるべく開けないようにしているとのこと。

周辺環境状況調査

- ・ 風向きによってはきつい印刷集がした。一カ所窓が開いていた。

7 月 苦情者の連絡

- ・ 窓を開けて作業しており、非常に臭いがきつい。

事業へ確認

- ・ 今日特別な作業を行っておらず、印刷機は 1 機しか動いていない。窓は必ず閉めるようにする。

《原因》

触媒燃焼脱臭装置を設置しているため印刷機からの臭いは除去されているが、工場の窓が開放されていたため工場内の臭気が外に漏れだしていたためであった。

《指導内容》

悪臭の発生は、脱臭装置を設置していても、作業の状況や脱臭装置の異常（燃料切れやバーナーの調整不良）等でも発生する場合が考えられる。苦情者が臭うと感じたときは、工場に苦情を直接受け、その都度、状況、原因を把握し記録しておくことを指示。

現在の状況では、夏になると、作業場の窓を従業員が開けてしまうことも考えられる。今後は、作業場の窓を開けないような対策を講じることを指示。

《改善内容》

脱臭装置の触媒を変更。

窓を閉めて作業をするようにするため、窓（鋼製）に鍵をかける等開けられなくする。

《改善後の状況》

その後、現在に至るまで再度の苦情はない。

事例 10 (印刷)

【対象事業場の概要】

業種：印刷業	基準値：敷地境界	臭気濃度	15
規模：従業員 12名	排出口	臭気濃度	500
主な設備：オフセット印刷機 1台	排出口口径：0.5m		
面積：敷地 約 2,000 m ²	高さ：15m		
用途地域：準工業地域	最大建物高：2階建て約 10m		
悪臭対策：脱臭装置（燃烧脱臭式）			

《苦情内容》

住民 129人からゴムを燃やす臭い、プラスチックを燃やす臭い、石油を燃やす臭い、塗料の臭い等がして、頭痛、吐き気、目まい、不快感等がするとの苦情があった。

《処理及び指導状況等》

平成 10年 9月 苦情受付

- ・ 臭気がひどく頭痛、不快感等あり
- ・ 原因がはっきりしない
- ・ 日によって臭いの種類、強さが異なる
- ・ 以前から多少はあったが、この頃特にひどい
- ・ 夜間に臭気を感じることもある

9～10月 発生源の調査

- ・ 周辺環境の調査・把握
- ・ 苦情者による臭気の記録
- ・ 以前の苦情記録の洗い直し
- ・ 以上を総合して発生源の確定

11月 立入検査（オイルを排水口に排出 下水道局に対応を依頼）

〃 工場周辺住民より改善要望書の提出
（付近の団地住民 126人が署名）

〃 臭気測定実施
・ 排出口 2ヶ所、敷地境界 3ヶ所
・ 従事職員 4人、事業所から 2人立ち会い

平成 11年 3月 改善勧告書送付

〃 改善工事実施

〃 臭気測定実施（測定箇所、従事職員数等は前回と同じ）

〃 結果通知

《原因》

脱臭装置の触媒の劣化、反応機及び配管からのガス漏洩で臭いが発生した。

事業者は印刷機、脱臭装置等の公害防止設備のメンテナンスを全く行っていなかった。

《指導内容》

改善勧告の実施 資料参照

《改善内容》

活性炭等の交換、反応機・配管の点検修理

《改善後の状況》

悪臭を継続して監視。改善後は問題なし。

《測定値》

平成10年11月	測定結果(臭気濃度)	基準値(臭気濃度)	適否
敷地境界	590	15	否
排出口	7,300~13,000	500	否
平成11年3月			
敷地境界	基準値以下	15	適
排出口	98~230	500	適

資料1 住民からの要望書

要 望 書			
<p>平素より、自治会に対しまして、格別のご理解ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。 当自治会では、地域住民の連携のもとに、地域の安全、健康及び福祉の向上を図るため様々な活動を展開しております。 最近、当自治会の周辺で、原因不明の悪臭により多くの団地住民が吐き気・めまい等に悩んでおります。 つきましては、当自治会周辺の住み良い環境を守るために、早急に悪臭の原因調査と対策の実施をお願いいたします。</p>			
		平成10年11月	日
		自治会	会長
		連絡先	
		住所	市 町
		電話	
市	部	課	
	長	様	

資料2 改善勧告文書

	課発 平成11年3月	号 日
(株) 社 長 様		市長
改 善 勧 告 書		
<p>貴工場から排出される排気については、東京都公害防止条例第7条に定める規制基準に適合していないため、至急に改善措置を図るよう勧告し、下記の期日までに 市 課に改善計画書の提出を求めます。 なお、改善計画書の提出がなされないようでしたら、東京都公害防止条例の規定に基づき改善命令、作業の一時停止命令等の行政措置がなされることがありますので、なにとぞ、ご協力のほどお願いいたします。</p>		
記		
1. 事業所名	(株)第一工場	
2. 所在地	市 町 1 2 7	
3. 改善勧告の内容	印刷機からの排気の悪臭の改善 有毒物質の除去、排出濃度の規制値以下への低減 脱臭装置の改善	
4. 改善勧告の根拠	東京都公害防止条例	
5. 提出期限	平成11年 月 日	
6. 提出・問い合わせ先	市 課 電話 - 担当者	

事例11(塗装)

【対象事業場の概要】

業種	：金属加工及び塗装	基準値	：敷地境界	臭気濃度	15
規模	：従業員 42名		：排出口	臭気濃度	500
主な設備	：金属防錆及び塗装				
面積	：敷地 4090㎡				
用途地域	：準工業地域				

《苦情内容》

工場からの騒音と塗装に伴う悪臭がひどい。何とかして欲しい。

《処理及び指導状況等》(主として悪臭に関するもののみを抽出)

昭和47年8月 悪臭苦情受付

” 工場側来庁

- ・ 木を植えた、粉体塗装を導入する
- ・ 改善計画書の提出を指示

9月 工場側来庁

- ・ 水洗ブースの撤去、ドライブースの設置を指示。
- ・ ダクトを延長し、排出口を工場側に向けることを指示。

10月 改善計画書受領

昭和48年2月 悪臭苦情受付

” 現場調査

- ・ 粉じん、悪臭、騒音の抜本的改善案の提出を指示。

3月 現場調査

- ・ 粉体塗装装置設置、塗装場排気ファン設置確認。
- ・ 作業方法の徹底(塗装中は窓を閉めること。塗装はブースで行うこと。)
- ・ 排出口の一本化、排出口の高度化(25m以上)それが出来ない場合は燃焼処理を行うことを指示。

- ・ 改善報告書の提出指示。

4月 改善報告書の受領

7月 立入検査

- ・ 工事が改善計画どおりに行われていないため、現在の工場の考えを文書

にして提出することを指示。

7月 悪臭苦情受付(2件)

8月 工場立入

- ・ 苦情のあった旨伝達し、改善を求める。

9月 工場側来庁

- ・ 環境技術部を新設する。
- ・ 工場改善計画を作成する。
- ・ それまでの間、保守管理の徹底を行う。

12月 工場立入

- ・ 具体的な改善計画の提出を指示。検討中の場合はその状況報告。

” 工場側来庁

- ・ 工場側から改善計画受領
- ・ 工事日程を1月中に提出するように指示。

昭和49年1月 工場側来庁

- ・ 具体的工事日程を受領。
- ・ 設備の維持管理について文書で言明するように指示。

- 3月 臭気測定実施
- 4月 工場変更認可申請（条例）
- 12月 完成検査
- ・ ウォーターブース、排ガス洗浄用スクラバーの設置
- 昭和50年5月 悪臭苦情受付
- " 工場立入
- ・ 塗装樹脂乾燥時の臭気、塗料ミストの飛散を確認
 - ・ 対策計画の提出を指示
- " 改善報告書受領
- ・ 臭気発生の原因は触媒の減量と性能劣化であることが判明したため、触媒の交換を実施
 - ・ 排気塔より粉じんが自然排気されていたため、排気塔を閉鎖した。
 - ・ 住民に対策内容を説明すること。
- 昭和63年6月 悪臭苦情受付
- ・ 塗装臭及び排風機の音がひどい。
- " 臭気測定実施
- 7月 改善勧告実施
- 9月 改善報告書の受領
- ・ ブースの清掃を年2回から4回に増やす。
 - ・ 塗装ブースの排出空気量を一定にする。
 - ・ 排出口を工場中央部に移設する。
 - ・ 建屋等の隙間を補修する。
 - ・ 乾燥機の脱臭装置の不具合を改善する。
- 平成元年 6月 立入検査
- ・ 塗装ブースの排気口の移設確認。
 - ・ 乾燥機の脱臭装置修理完了確認。
- 7月 臭気測定実施
- ・ 結果は全て基準値以下
- 5年 5月 臭気測定実施
- ・ 一部基準値オーバー（資料1参照）
- 8月 結果通知
- ・ 改善計画の提出を指示。
- 9月 改善計画受領（資料2参照）
- 11月 改善結果確認のため立入
- 9年 9月 悪臭苦情受付
- ・ 工場からの騒音と悪臭がひどい。何とかして欲しい。
- " 現場調査
- ・ 臭いは塗装の排気臭であることを確認。
- 10月 会社側来庁
- ・ 状況と原因を把握して改善することを指示。
- 12月 改善報告書受領
- ・ 塗装ブースの清掃を年2回に増やす。
 - ・ 臭気についてのパトロールを実施し調査する。
- 10年 5月 臭気測定実施
- ・ 基準値オーバー
- 6月 結果通知
- ・ 改善報告書の提出指示。
- 9月 改善報告書受領
- ・ 敷地境界側の塗装ラインを敷地の中心部に移設
 - ・ 工程の一部を他工場に移管する。

- ・ 塗装ブースの清掃頻度の増加。
 - ・ 敷地境界の塀の改築と樹木による緑化の推進。
 - ・ 脱臭装置のメンテナンス強化。
- 11年 2月 工場立入
- ・ 他工場に移設以外は改善計画どおりに改善されていることを確認。
- 7月 工場立入
- ・ 敷地周辺、工場内も臭気はほとんど感じない状況を確認。
- " 臭気測定実施

《原因》

工場の塗装に関する工程で使用する塗料から出る臭気。

《指導内容》

問題がおきるとに、改善計画書等の提出を指示
 水洗ブースの撤去、ドライブースの設置の指示
 ダクトを延長し、工場側に排出口を向けること、排出口の一本化、排出口の高度化(2.5m以上)
 それが出来ない場合は燃焼処理を行うことを指示等

《改善内容》

改善計画等に基づき改善を実施。その度、改善状況を確認。

《改善後の状況》

改善後しばらくは良いが、作業工程の変更、使用塗料等の変更時等に苦情が生じる。

《作業内容》

酸洗い 水洗 表面処理 乾燥 塗装 乾燥 出荷

《測定値》

	測定値(臭気濃度)	基準値(臭気濃度)	適否
平成元年7月その1			
脱臭装置入口	7300		参考
脱臭装置出口	130	500	適
水洗ブース排気左	170	500	適
水洗ブース排気右	300	500	適
平成元年7月その2			
脱臭装置入口	730		参考
脱臭装置出口	230	500	適
水洗ブース排気左	410	500	適
平成5年5月			
敷地境界北西角	27	15	否
敷地境界正門	16	15	否
燃焼炉排出口	730	500	否
燃焼炉脱臭装置出口	730	500	否
水洗ブース排出口1	410	500	適
水洗ブース排出口2	230	500	適
水洗ブース排出口3	730	500	否
水洗ブース排出口4	2300	500	否
平成7年9月			
敷地境界正門	15以下	15	適
燃焼炉排出口	300	500	適
燃焼炉脱臭装置入口	410		参考
燃焼炉脱臭装置出口	73	500	適